

三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第十条の五第三項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」とあるのは「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と、「第二条第一項」とあるのは「第二条」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法第十条の五の四第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十二条第一項の認定を受けた個人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画

に従つて実施される旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するため施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十九条 新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第 十一号	第十条の五の四第一項	前条第一項
第一項第 十二号	第十条の五の四第二項	前条第二項

第一項第 十三号及 び第十四 号	十三 前条第三項の規定 同項に規定する 税額控除限度額のうち同項の規定による 控除をしても控除しきれない金額を控除 した金額 十四 前各号に掲げるもののほか、所得税 の額の計算に関する特例を定めている規 定として政令で定める規定 当該各号に 定める金額に類するものとして政令で定 める金額	十三 前各号に掲げるもののほか、所得税の 額の計算に関する特例を定めている規定と して政令で定める規定 当該各号に定める 金額に類するものとして政令で定める金額
第五項 第五項第 一号	、第六号又は第十三号 第十条の五の四第三項第五号	又は第六号 前条第三項第五号
第五項第 第十條の五の四第三項第七号		前条第三項第七号

二 号		
第六項	、第十条の四第六項及び前条第六項	及び第十条の四第六項

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第四項において同じ。）をする同条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 個人が旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十三条の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第一号中「第十条の五の四の二又は」とあるのは、「又は」とする。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）

第六十一条 新租税特別措置法第二十条第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第六十二条 新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十三条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第八号及び第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二及び第三号の三に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産につき収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなることに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第二号に規定する資産につき収用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなったことに伴い個人が取得した同号に規定する対価又は補償金については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産が除却されることに伴い個人が取得する同号に規定する補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第三号に規定する資産が

除却されたことに伴い個人が取得した同号に規定する補償金については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する権利の価値が減少し、又は同号に規定する権利が消滅することに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用する。

6 新租税特別措置法第三十三条の二及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同号に規定する資産又は当該資産に係る配偶者居住権と同種の資産その他のこれらに代わるべき資産について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に規定する資産と同種の資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第二項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十三条の三第四項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第四項に規

定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

10 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第六十四条 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規

定の施行の日が令和二年七月一日後である場合には、第十五条のうち租税特別措置法第二章第四節第六款の二に一条を加える改正規定中「令和二年七月一日」とあるのは、「土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第五項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日前行った同項に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十六条 新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出について適用し、施行日前行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出については、なお従

前の例による。

2 旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が施行日前に行った同項後段において準用する旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第五項に規定する電磁的方法による提供については、なお従前の例による。

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に定める特定株式について適用し、個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号に定める特定株式については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口座に同年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的

施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に同年分以後の同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある同号口に規定する政令で定める書類を提出したものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

2 令和三年四月一日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十四第六項各号の申請書の同項に規定する提出、当該提出に係る同条第九項に規定する申請事項の提供及び同条第十項に規定する書類又は書面の交付については、なお従前の例による。

3 前項の規定により交付された旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する非課税適用確認書を添付した同項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出及び当該非課税適用確認書の提出を受けた同条第十七項の金融商品取引業者等の営業所の長の同項に規定する事項の提供につい

ては、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四第十三項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四第十八項に規定する金融商品取引業者等変更届出書については、なお従前の例による。

5 施行日から令和三年三月三十一日までの間における第十五条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第三十七条の十四第十八項の規定の適用については、同項中「第十六項」とあるのは「第二十一項」と、「第十五項」とあるのは「第二十項」とする。

6 新租税特別措置法第三十七条の十四第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する非課税口座廃止届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十一項に規定する非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十八項の規定は、同項に規定する各年が令和五年である場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項に規定する各年が令和四年以前である場合については、なお従前の例による。

8 令和五年一月一日において、十九歳又は二十歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において十八歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者とみなして、新租税特別措置法第三十七条の十四第二十八項の規定を適用する。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十九条 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項の規定は、施行日以後に同項に規定する提出をする同項に規定する未成年者口座廃止届出書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書については、なお従前の例による。

（非居住者の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十条 新租税特別措置法第四十条の三の三第十六項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十六項各号に定める期限又は日が到来する所得税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十条の三の三第十六項各号に定める期限又は日が到来した所得税については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条第二十一項及び第四十一条の三の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第四十一条第二十一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に行つたものについては、なお従前の例による。

(先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第四十一条の十五の二の規定は、同条に規定する先物取引の差金等決済で附則第一条第十号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十五の二に規定する先物取引の差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 附則第一条第十号に定める日から令和二年十二月三十一日までの間に行われる所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する先物取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものに限る。）の所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する差金等決済については、同法第二百二十四条の五及び第二百二十五条のうち当該先物取引の差金等決済に係る部分の規定は、適用しない。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条 新租税特別措置法第四十一条の十九（第一項第二号に係る部分を除く。）の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十九（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定新規株式について適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、内国法人のうち、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式を同年一

月一日以後に払込みにより取得をし、かつ、当該株式をその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時）において有する場合における新租税特別措置法第四十一条の十九の規定の適用については、同条第一項中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項及び第十四項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第十三項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第七十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する新租税特別措置法第四十条の三の三第十六項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十六項各号に定める期限又は日が到来する所得税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する旧租税特別措置法第四十条の三の三第十六項各号に定める期限又は日が到来した所得税については、なお従

前の例による。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条 新租税特別措置法第四十二条の規定は、外国金融機関等（租税特別措置法第四十二条第四項第一号に規定する外国金融機関等をいう。以下この条において同じ。）又は外国金融商品取引清算機関（同項第五号に規定する外国金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）が附則第一条第十号に定める日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の同条第一項に規定する利子について適用し、外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金の同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十八条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定す

る連結親法人をいう。以下附則第一百五条までにおいて同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第一百五条までにおいて同じ。）にある連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第一百五条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度（旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第一百七条までにおいて同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第八項の規定の適用については、同項第二号イ中「第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の五の二第二項」とあるのは、「並びに第四十二条の十二の五」とする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条 新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（特例対象事業年度を除く。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（特例対象事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する特例対象事業年度とは、施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度（当該法人が施行日以後に同項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する事業年度を除く。）をいう。

3 法人で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二第五項第七号口の規定の適用については、同号口中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の十二の二第一項に規定する特定寄附金については、なお従前